

成功開発 株式会社 御中

最終処分場に係る分析結果報告書

浸透水（地下水等検査項目・生物化学的酸素要求量）

地下水2ヶ所（地下水等検査項目）

平成29年11月15日 採水

平成29年12月

㈱四国機器サービス

最終処分場 浸透水

計量証明書



成功開発 株式会社 御中

No. 17W748-①
平成29年12月11日
計量証明事業登録
愛媛県 第環 44号
株式会社 四国機器サービス
〒793-0006 愛媛県西条市下島山843-2
TEL (0897) 55-6358
FAX (0897) 53-9255
技術部：愛媛県西条市玉津468-2
計量管理者：環境計量士 守田 和広

御依頼のありました計量結果を次の通り報告致します。

試料名	最終処分場 浸透水
	平成29年11月15日 9:40採取 : 採取試料
計量方法	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法 (平成10.6環告1号)

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果	基準値
カドミウム	JIS K 0102 - 55.3	mg/l	0.0005未満	0.003
全シアン	JIS K 0102 - 38.1.2及び38.3	mg/l	検出されず	検出されないこと
鉛	JIS K 0102 - 54.2	mg/l	0.005未満	0.01
六価クロム	JIS K 0102 - 65.2.4	mg/l	0.02未満	0.05
砒素	JIS K 0102 - 61.2	mg/l	0.005未満	0.01
総水銀	昭46 環告59 付表1	mg/l	0.0005未満	0.0005
アルキル水銀	昭46 環告59 付表2	mg/l	検出されず	検出されないこと
P C B	昭46 環告59 付表3	mg/l	検出されず	検出されないこと
ジクロロメタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.002未満	0.02
四塩化炭素	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0002未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0004未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.002未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.004未満	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0005未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0006未満	0.006

備考

※ 計量の結果の欄において、『検出されず』及び基準値の欄における『検出されないこと』とは、計量の方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを言い、その下限値は、全シアン(0.1 mg/l)、アルキル水銀(0.0005 mg/l)、P C B(0.0005 mg/l)です。

※ 基準値は、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令(昭52.3総理府・厚生省令第1号)別表第2』による。

計量証明書



成功開発 株式会社 御中

No. 17W748-②
 平成29年12月11日
 計量証明事業登録
 愛媛県 第環 44号
 株式会社 四国機器サービス
 〒793-0006 愛媛県西条市下島山843-2
 TEL(0897) 55-6358
 FAX(0897) 53-9255
 技術部：愛媛県西条市玉津468-2
 計量管理者：環境計量士 守田 和広

御依頼のありました計量結果を次の通り報告致します。

試料名	最終処分場 浸透水
	平成29年11月15日 9:40採取 : 採取試料
計量方法	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法 (平成10.6環告1号)

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果	基準値
トリクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.002未満	0.01
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0005未満	0.01
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0002未満	0.002
チウラム	昭46 環告59 付表4	mg/l	0.0006未満	0.006
シマジン	昭46 環告59 付表5 第1	mg/l	0.0003未満	0.003
チオベンカルブ	昭46 環告59 付表5 第1	mg/l	0.002未満	0.02
ベンゼン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.001未満	0.01
セレン	JIS K 0102 - 67.2	mg/l	0.002未満	0.01
1,4-ジオキサン	昭46 環告59 付表7 第3	mg/l	0.005未満	0.05
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平9 環告第10号 付表	mg/l	0.0002未満	0.002
生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 - 21及び32.1	mg/l	1未満	20
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-

備考

※ 基準値は、『一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令 (昭52.3総理府・厚生省令第1号) 別表第2』による。

成功開発株式会社 御中

2017年12月7日

受注番号	8617740
------	---------

SCAS Sumika Chemical
Analysis Service

株式会社住化分析センター
愛媛ラボラトリー
〒792-0801
愛媛県新居浜市菊本町1丁目7番5号
TEL 0897(32)8977 FAX 0897(32)9644

分析・試験報告書

2017年11月16日 ご依頼を受けました試料の分析・試験の結果を
下記のとおりご報告いたします。

件名：最終処分場浸透水の分析業務

試料名：最終処分場浸透水



試料採取日：平成29年11月15日 9時30分

分析・試験項目	分析・試験結果	分析・試験方法
ノニルフェノール	0.05 $\mu\text{g/L}$ 未満	昭和46年環告第59号付表11 固相抽出・GC-MS法
ビスフェノールA	0.03 $\mu\text{g/L}$ 未満	固相抽出・エチル誘導体化ー GC-MS法 (*)
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	1.5 $\mu\text{g/L}$ 未満	溶媒抽出・GC-MS法 (*)

(*) 外因性内分泌攪乱化学物質調査暫定マニュアル（平成10年10月環水管第278号）

以上

本件につきご質問などございましたら、下記担当者、責任者まで
お問い合わせ下さい。

責任者	担当者
	

TEL 0897(32)2316

FAX 0897(32)4875

地下水 (上流)

計量証明書



成功開発 株式会社 御中

No. 17W749-①
平成29年12月11日
計量証明事業登録
愛媛県 第環 4-4号
株式会社 四国機器サービス
〒793-0006 愛媛県西条市下島山843-2
TEL(0897) 55-6358
FAX(0897) 53-9255
技術部：愛媛県西条市玉津468-2
計量管理者：環境計量士 守田 和広

御依頼のありました計量結果を次の通り報告致します。

試料名	地下水 (上流) 平成29年11月15日 9:00採取 : 引取試料
計量方法	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法 (平成10.6環告1号)

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果	基準値
カドミウム	JIS K 0102 - 55.3	mg/l	0.0005未満	0.003
全シアン	JIS K 0102 - 38.1.2及び38.3	mg/l	検出されず	検出されないこと
鉛	JIS K 0102 - 54.2	mg/l	0.005未満	0.01
六価クロム	JIS K 0102 - 65.2.4	mg/l	0.02未満	0.05
砒素	JIS K 0102 - 61.2	mg/l	0.005未満	0.01
総水銀	昭46 環告59 付表1	mg/l	0.0005未満	0.0005
アルキル水銀	昭46 環告59 付表2	mg/l	検出されず	検出されないこと
PCB	昭46 環告59 付表3	mg/l	検出されず	検出されないこと
ジクロロメタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.002未満	0.02
四塩化炭素	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0002未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0004未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.002未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.004未満	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0005未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0006未満	0.006

備考

※ 計量の結果の欄において、『検出されず』及び基準値の欄における『検出されないこと』とは、計量の方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを言い、その下限値は、全シアン(0.1 mg/l)、アルキル水銀(0.0005 mg/l)、PCB(0.0005 mg/l)です。

※ 基準値は、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平9.3.13環境庁告示第10号)』による。また地下水においては、水質の悪化についても記述あり。

計量証明書



成功開発 株式会社 御中

No. 17W749-②
平成29年12月11日
計量証明事業登録
愛媛県 第環 44号
株式会社 四国機器サービス
〒793-0006 愛媛県西条市下島山843-2
TEL(0897) 55-6358
FAX(0897) 53-9255

技術部：愛媛県西条市玉津468-2
計量管理者：環境計量士 守田 和広

御依頼のありました計量結果を次の通り報告致します。

試料名	地下水 (上流) 平成29年11月15日 9:00採取 : 引取試料
計量方法	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法 (平成10.6環告1号)

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果	基準値
トリクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.002未満	0.01
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0005未満	0.01
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0002未満	0.002
チウラム	昭46 環告59 付表4	mg/l	0.0006未満	0.006
シマジン	昭46 環告59 付表5 第1	mg/l	0.0003未満	0.003
チオベンカルブ	昭46 環告59 付表5 第1	mg/l	0.002未満	0.02
ベンゼン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.001未満	0.01
セレン	JIS K 0102 - 67.2	mg/l	0.002未満	0.01
1,4-ジオキサン	昭46 環告59 付表7 第3	mg/l	0.005未満	0.05
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平9 環告第10号 付表	mg/l	0.0002未満	0.002
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-

備考

※ 基準値は、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平9.3.13環境庁告示第10号)』による。また地下水においては、水質の悪化についても記述あり。

地下水 (下流)

計量証明書



成功開発 株式会社 御中

No. 17W750-①

平成29年12月11日

計量証明事業登録

愛媛県 第環 4-4号

株式会社 四国機器サービス

〒793-0006 愛媛県西条市下島山843-2

TEL(0897) 55-6358

FAX(0897) 53-9255

技術部：愛媛県西条市玉津468-2

計量管理者：環境計量士 守田 和広

御依頼のありました計量結果を次の通り報告致します。

試料名	地下水 (下流) 平成29年11月15日 9:10採取 : 引取試料
計量方法	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法 (平成10.6環告1号)

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果	基準値
カドミウム	JIS K 0102 - 55.3	mg/l	0.0005未満	0.003
全シアン	JIS K 0102 - 38.1.2及び38.3	mg/l	検出されず	検出されないこと
鉛	JIS K 0102 - 54.2	mg/l	0.005未満	0.01
六価クロム	JIS K 0102 - 65.2.4	mg/l	0.02未満	0.05
砒素	JIS K 0102 - 61.2	mg/l	0.005未満	0.01
総水銀	昭46 環告59 付表1	mg/l	0.0005未満	0.0005
アルキル水銀	昭46 環告59 付表2	mg/l	検出されず	検出されないこと
PCB	昭46 環告59 付表3	mg/l	検出されず	検出されないこと
ジクロロメタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.002未満	0.02
四塩化炭素	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0002未満	0.002
1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0004未満	0.004
1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.002未満	0.1
1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.004未満	0.04
1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0005未満	1
1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0006未満	0.006

備考

※ 計量の結果の欄において、『検出されず』及び基準値の欄における『検出されないこと』とは、計量の方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることを言い、その下限値は、全シアン(0.1 mg/l)、アルキル水銀(0.0005 mg/l)、PCB(0.0005 mg/l)です。

※ 基準値は、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平9.3.13環境庁告示第10号)』による。また地下水においては、水質の悪化についても記述あり。

計量証明書



成功開発 株式会社 御中

No. 17W750-②
平成29年12月11日
計量証明事業登録
愛媛県 第環 44号
株式会社 四国機器サービス
〒793-0006 愛媛県西条市下島山843-2
TEL(0897) 55-6358
FAX(0897) 53-9255

技術部：愛媛県西条市玉津468-2
計量管理者：環境計量士 守田 和広

御依頼のありました計量結果を次の通り報告致します。

試料名	地下水 (下流) 平成29年11月15日 9:10採取 : 引取試料
計量方法	一般廃棄物の最終処分場又は産業廃棄物の最終処分場に係る水質検査の方法 (平成10.6環告1号)

計量の対象	計量の方法	単位	計量の結果	基準値
トリクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.001未満	0.01
テトラクロロエチレン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0005未満	0.01
1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.0002未満	0.002
チウラム	昭46 環告59 付表4	mg/l	0.0006未満	0.006
シマジン	昭46 環告59 付表5 第1	mg/l	0.0003未満	0.003
チオベンカルブ	昭46 環告59 付表5 第1	mg/l	0.002未満	0.02
ベンゼン	JIS K 0125 - 5.2	mg/l	0.001未満	0.01
セレン	JIS K 0102 - 67.2	mg/l	0.002未満	0.01
1,4-ジオキサン	昭46 環告59 付表7 第3	mg/l	0.005未満	0.05
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	平9 環告第10号 付表	mg/l	0.0002未満	0.002
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-
-	-	-	-	-

備考

※ 基準値は、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について (平9.3.13環境庁告示第10号)』による。また地下水においては、水質の悪化についても記述あり。